【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

（第四十三条の二　削除）

（改正前）

第四十三条の二　証券会社は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社については内閣総理大臣の認可を受けて、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。第五十五条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有することができる。

②　前項に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

③　第三十六条第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】

（改正後）

第四十三条の二　証券会社は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社については内閣総理大臣の認可を受けて、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。第五十五条第一項及び第二項において同じ。）を取得し、又は所有することができる。

②　前項に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

③　第三十六条第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

（改正前）

第四十三条の二　証券会社は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社については内閣総理大臣の認可を受けて、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。第五十五条第一項において同じ。）を取得し、又は所有することができる。

②　前項に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

③　第三十六条第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第四十三条の二　証券会社は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社については内閣総理大臣の認可を受けて、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。第五十五条第一項において同じ。）を取得し、又は所有することができる。

②　前項に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

③　第三十六条第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

（改正前）

第四十三条の二　証券会社は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他大蔵省令で定める会社については大蔵大臣の認可を受けて、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。第五十五条第一項において同じ。）を取得し、又は所有することができる。

②　前項に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、大蔵省令で定める。

③　第三十六条第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】

（改正後）

③　第三十六条第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

（改正前）

③　第三十六条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第四十三条の二　証券会社は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他大蔵省令で定める会社については大蔵大臣の認可を受けて、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。第五十五条第一項において同じ。）を取得し、又は所有することができる。

②　前項に規定する過半数の出資の所有の判定に関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、大蔵省令で定める。

③　第三十六条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

（改正前）

（新設）